

山梨県公報

第一千八百八十七号

平成二十三年

十二月五日

月 曜 日

目次

道路の供用開始（二件）	八一九
電線共同溝を整備すべき道路の指定	八一九
家畜伝染病の発生（二件）	八一九
家畜等の移動を禁止する区域の指定（二件）	八二〇
指定施設要件変更保安林の所在不分明通知（五件）	八二一

告示

山梨県告示第四百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十三年十二月二十六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月五日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期 日
県道	市川三郷山 梨自転車道 線	笛吹市石和町東油川字入道沢六 六九番の一地先から 笛吹市石和町東油川字入道沢六 七七番の一地先まで	一四一・〇	平成二十三年 十二月五日

山梨県告示第四百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所において、この告示の日から平成二十三年十二月二十六日まで一般の縦覧に供する。）

平成二十三年十二月五日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期 日
県道	茅野北杜葎 崎線	葎崎市藤井町大字北下条字堂坂 上二〇八一番の一地先から 葎崎市藤井町大字南下条字坂上 八七六番の一地先まで	一八五・五	平成二十三年 十二月五日

山梨県告示第四百九十五号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。

平成二十三年十二月五日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間
県道	甲府葎崎線	甲府市丸の内二丁目四十八番の一地先から 甲府市丸の内二丁目百十三番地先まで

山梨県告示第四百九十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があつた。

平成二十三年十二月五日

山梨県知事 横内正明

家畜伝染 病の種類	家畜の 種類	患畜又は疑似 患畜の区分	発生 群数	発生場 所	発生年 月 日
				山梨県知事	横内正明

腐蛆病	みつばち	患畜	一	笛吹市一宮町	平成二十三年十月二十日
-----	------	----	---	--------	-------------

山梨県告示第四百九十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

平成二十三年十二月五日

山梨県知事 横内正明

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生群数	発生場所	発生年月日
腐蛆病	みつばち	患畜	二	都留市小野	平成二十三年十月十三日

山梨県告示第四百九十八号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則（昭和三十一年山梨県規則第五十二号）第四条第一項の規定により、腐蛆病のまん延を防止するため、みつばち等の移動を禁止する区域を次のとおり指定する。

平成二十三年十二月五日

山梨県知事 横内正明

一 指定区域

笛吹市一宮町下矢作（全ての地域を含む。）、笛吹市一宮町金田（全ての地域を含む。）、笛吹市一宮町北都塚（全ての地域を含む。）、笛吹市一宮町本都塚（全ての地域を含む。）、笛吹市一宮町小城（全ての地域を含む。）、笛吹市一宮町上矢作（欠田、鍋田、柳田、甚七田、馬乗田及びおき田の地域に限る。）、笛吹市一宮町中尾（鍋田、久保田、御幸田、桑木原及び飯道の地域に限る。）、笛吹市一宮町一ノ宮（別保、北反保及び今宮の地域に限る。）、笛吹市一宮町末木（末木田及び久保田の地域に限る。）、笛吹市一宮町東原（柿木、後地、筑前、宮東及び橋立の地域に限る。）、笛吹市一宮町竹原田（上大日町、下大日町、本村町、柳田町、夕雨田町、後田町、一丁田町、若鞭町、奥後田町及び沖田町の地域に限る。）、笛吹市一宮町坪井（東立石、上後田、下後田、屋敷田、上三間畔、下三間畔、南腰巻、十八町、北腰巻、田中前、芝原田及

び五牛井の地域に限る。）、笛吹市一宮町田中（立野、川久保、東田、西田、柳坪、山之神、小山田、長寿田及び北川原の地域に限る。）、山梨市一町田中（全ての地域を含む。）、山梨市歌田（全ての地域を含む。）、山梨市下栗原（全ての地域を含む。）、山梨市大野（全ての地域を含む。）、山梨市上栗原（字西町、字中町、字北川及び字西田の地域に限る。）、山梨市中村（出雲神、字西田、字中沼及び字下沼の地域に限る。）、山梨市下石森（字雲林、字中河原、字井ノ尻、字清水田、字宗高、字屋敷添及び字宮ノ前の地域に限る。）、山梨市上石森（字川向及び字塚越の地域に限る。）、

二 指定家畜の種類

指定区域で飼育されているみつばち

三 指定の概要

指定の期間 平成二十三年十月二十日から当分の間

四 その他必要な事項

指定家畜及び腐蛆病の病原体を拡げる恐れのある物品は、東部家畜保健衛生所長の指示を受けなければ指定区域内での移動又は当該区域外への移動をしてはならない。

山梨県告示第四百九十九号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則（昭和三十一年山梨県規則第五十二号）第四条第一項の規定により、腐蛆病のまん延を防止するため、みつばち等の移動を禁止する区域を次のとおり指定する。

平成二十三年十二月五日

山梨県知事 横内正明

一 指定区域

都留市大野（大入、大津、大津山、大平、熊井戸、菅野、当作山、棚苗代及び細野の地域に限る。）、都留市小野（赤羽、御殿、大竹、小野林、鍛冶屋坂、蟹沢、川久保、雁丸、小桑原、ここ山、権現、下河原、下ノ田、十二割、丈ヶ原、杉名沢、すぎのき、諏訪ノ下、西海戸、八幡、浜沢、御堂、御堂下、宮沢、宮地、宮原及び矢花の地域に限る。）、都留市法能（海戸、桜沢、住吉、大平、田代、天神山、栃久保、中原、西山、長谷畑、引の田及び宮代の地域に限る。）、都留市上谷（大桑、鬼久保、金山、喜和田久保、沢久保、元坂、山の神、山目久保及び楽山の地域に限る。）、都留市上谷五丁目、都留市上谷六丁目、都留市田原二丁目及び都留市田原三丁目

二 指定家畜の種類

指定区域で飼育されているみつばち

三 指定の概要

指定の期間 平成二十三年十月十三日から当分の間

四 その他必要な事項

指定家畜及び腐蛆病の病原体を拡げる恐れのある物品は、東部家畜保健衛生所長の指示を受けなければ指定区域内での移動又は当該区域外への移動をしてはならない。

公 告

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を甲府市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十三年十二月五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
甲府市草鹿沢町字机一〇四の一、一〇四の二（以上二筆について、次の図に示す部分に限る）	岡田亨
甲府市草鹿沢町字土久保一 一 二三	佐藤善三郎
甲府市草鹿沢町字上ノ山一 一 八三の二	岡田登
甲府市猪狩町字屋敷一 二 四四	長田泰治
甲府市猪狩町字屋敷一 二 四五、字八王子下 一 二七一	長田房太郎
甲府市猪狩町字八王子下 一 二六九	長田辰雄
甲府市上帯那町字赤芝 二 二八〇の二	依田君美
甲府市上帯那町字穴口 三 四八（次の図に示す部分に限る）	三上由之
甲府市猪狩町字屋敷一 二 五五、字八王子下 一 二五九、一 二六七、一 二七五、一 三〇〇	比志茂子

甲府市猪狩町字八王子下 一 二七六

長田英雄

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲府市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十三年十月二十四日農林水産省告示第二千九十四号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を甲府市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十三年十二月五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
甲府市御岳町字小川 三〇三九、三〇四〇、三〇四一、三〇四二、三〇四四	内藤信重、塩入碌、相原辰雄
甲府市御岳町字赤彦 三 一六〇、字六郎沢 三 一〇五	内藤スミ江
甲府市御岳町字赤彦 三 一七八	長田房太郎

甲府市御岳町字猫坂三二六三	山中運枝
甲府市御岳町字六郎沢三三二一、三三二二、三三二四 から三三四七まで、三三四九	岡田親
甲府市御岳町字六郎沢三三三三	山西藤吉

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び甲府市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十三年十月二十四日農林水産省告示第二千九十三号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を南アルプス市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十三年十二月五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
南アルプス市湯沢字中丸二二三九	雨宮泰策
南アルプス市湯沢字中丸二二四〇、二二四一	今津幸作

南アルプス市湯沢字中丸二三九一番地一	今津文男、今津貞子
南アルプス市湯沢字中丸三三九一番地二	依田五郎
南アルプス市秋山字土井坪九七九番地三	廣誓院

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び南アルプス市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十三年十月二十四日農林水産省告示第二千九十二号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を北杜市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十三年十二月五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
北杜市須玉町江草字大渡一六〇六五	三井佳彦
北杜市須玉町比志字上河原六一九〇、字大野山六四	藤原善村

九八の九二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

北杜市(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十三年十月二十四日農林水産省告示第二千九十五号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を関係市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十三年十二月五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
笛吹市御坂町上黒駒字砂久保六一五三	渡邊俊行
笛吹市御坂町上黒駒字砂久保六一五四	堀内きみ系
五の一 笛吹市御坂町上黒駒字山ヶ洞入口六一〇五、六一〇	堀内典雄

山梨市牧丘町西保下字大沢山五九九六の四、五九九六の五、五九九六の八

戸田勇、戸田友信、樋田晃吉、藤原一郎、奥山徳光、岡保、戸田愛信、小池団次、四條政次、古明地源久、古明地孝、古明地寛、松土薫、古明地義村、戸田義一、戸田政雄、古屋徳雄、古屋今朝光、戸田満雄

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十三年十月二十四日農林水産省告示第二千九十六号

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番